

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	学校図書館の放課後等開放業務の委託について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：教育委員会教育支援課）

事業の概要

事業名	学校図書館の放課後等開放業務
担当課	教育支援課
目的	<p>1 学校図書館をより一層活用できるよう機能拡充を図るため、学校図書館を放課後等に開放し、読書活動の推進を図るとともに、自学自習や調べ学習等が可能な場を提供する。</p> <p>2 放課後子どもひろば事業（子ども家庭部）の学びのスペースが不足しているため、学校図書館を活動スペースとして提供する。</p>
対象者	<p>1 当該学校の児童</p> <p>2 当該学校の放課後子どもひろば登録者（「放課後子どもひろば事業」に登録している児童（他校の児童も可））</p>
事業内容	<p>1 日時：</p> <p>(1) 長期休業日以外の日：週 2 日程度（学校図書館支援員配置日） 15:30～16:30（予定）</p> <p>(2) 長期休業日：週 1 日（学校図書館支援員（※）配置日） 4 時間程度（予定）</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 「学校図書館支援業務委託」にて配置している学校図書館支援員（平成 24 年度第 8 回本審議会承認済）</p> <p>2 場所：</p> <p style="padding-left: 2em;">当該学校内の学校図書館</p> <p>3 内容：</p> <p style="padding-left: 2em;">児童の読書活動・自学自習・調べ学習等を促進するため、学校図書館を放課後等に開放する。放課後等開放を円滑かつ安全に行うためには、専門的な司書等の補佐および安全管理ができる学校図書館支援員を別途配置する必要があるので委託する。</p> <p>※ 対象者数（予定・平成 28 年 5 月末時点）</p> <p style="padding-left: 2em;">学校図書館の放課後等開放 約 8 7 2 名（放課後子どもひろば未登録者）</p> <p style="padding-left: 2em;">放課後子どもひろば事業 約 9 6 2 名（放課後子どもひろば登録者）</p>

件名：学校図書館の放課後等開放業務の委託について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	学校図書館の放課後等開放業務
委託先	株式会社図書館流通センター(プライバシーマーク取得済)(予定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【当該学校の児童に係る情報項目】 学校名、学年、学級、電話番号、住所、児童氏名、性別、 学校図書館の利用履歴、保護者氏名・続柄、緊急連絡先 【当該学校の放課後子どもひろば登録者に係る情報項目】 学校名、学年、学級、児童氏名、性別
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	平成25年度より、全校に週2日(長期休業期間は週1日)程度、学校図書館支援員を配置しているが、平成29年度から小学校5校(四谷小、東戸山小、戸山小、落合第二小、落合第四小)において、配置日の学校図書館の開館時間を延長し、読書活動の推進及び自学自習や調べ学習等が可能な場を提供するため。(平成29年度モデル実施) 配置する人材については、レファレンス(調べ学習や資料探しの支援)が行える等の専門性を求められることから、学校図書館支援業務を委託している上記事業者にも当事業も委託するものである。
委託の内容	(1) 従事者の研修等 (2) 入退室及び動線の管理 (3) 児童の帰宅確認・緊急連絡対応 (4) 安全管理・けが等への応急処置 (5) レファレンス、読み聞かせ (6) 学校図書館(蔵書を含む)利用履歴の管理 ※ 上記の(2)、(3)、(6)の業務で個人情報を取り扱う。
委託の開始時期及び期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(以降継続予定)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 収集し、提供された個人情報は各々ファイリングし、キャビネットに入れて鍵をかけて保管させる。 4 受託事業者は、上記情報項目しか取り扱えないようシステム上制限する。 5 日々の委託業務の終了後は、委託業務の履行場所に個人情報書類の置き忘れがないよう、複数の従事者で状況を確認させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 収集し、提供された個人情報は各々ファイリングし、キャビネットに入れて鍵をかけて保管させる。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはユーザー名及びパスワードを入力するよう設定させる。 4 ユーザー名及びパスワードの厳格な管理について、従事者への研修等を委託仕様書にも明確に定め、徹底させる。 5 個人情報を委託業務の履行場所へ持ち出す際は、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 6 事業所及び委託業務の履行場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の出し入れを行わせない。 7 日々の委託業務の終了後は、委託業務の履行場所に個人情報書類の置き忘れがないよう、複数の従事者で状況を確認させる。 8 委託業務の履行にあたり不要となった個人情報は、速やかに区に返還させる。 9 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。